

令和 7 年 9 月定例会提出議案概要（記者発表資料）

|   |           |                                                                     |        |
|---|-----------|---------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 | 招集告示日     | 令和 7 年 8 月 2 6 日                                                    |        |
| 2 | 招 集 日     | 令和 7 年 9 月 2 日                                                      |        |
| 3 | 提出議案件数    | 1 7 件                                                               |        |
|   |           | 予 算 2 件                                                             |        |
|   |           | 条 例 5 件                                                             |        |
|   |           | その他 1 0 件                                                           |        |
| 4 | 議案等件名     |                                                                     |        |
|   | 議案第 6 5 号 | 令和 7 年度西条市一般会計補正予算（第 6 回）<br>について                                   | 別<br>冊 |
|   | 議案第 6 6 号 | 令和 7 年度西条市介護保険特別会計補正予算<br>（第 1 回）について                               |        |
|   | 議案第 6 7 号 | 令和 6 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳<br>出決算の認定について                               |        |
|   | 議案第 6 8 号 | 令和 6 年度西条市水道事業会計決算の認定につ<br>いて                                       |        |
|   | 議案第 6 9 号 | 令和 6 年度西条市病院事業会計決算の認定につ<br>いて                                       |        |
|   | 議案第 7 0 号 | 令和 6 年度西条市公共下水道事業会計決算の認<br>定について                                    |        |
|   | 議案第 7 1 号 | 財産の取得について . . . . .                                                 | 1      |
|   | 議案第 7 2 号 | 公有水面埋立地の用途の変更について . . . . .                                         | 2      |
|   | 議案第 7 3 号 | 西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関<br>する基準を定める条例について . . . . .                   | 3      |
|   | 議案第 7 4 号 | 西条市議会議員及び西条市長の選挙における選<br>挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正す<br>る条例について . . . . . | 4      |
|   | 議案第 7 5 号 | 西条市職員の育児休業等に関する条例等の一部<br>を改正する条例について . . . . .                      | 5      |
|   | 議案第 7 6 号 | 西条市認定こども園条例の一部を改正する条例<br>について . . . . .                             | 6      |
|   | 議案第 7 7 号 | 西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を<br>改正する条例について . . . . .                       | 7      |
|   | 報告第 9 号   | 令和 6 年度西条市財政健全化判断比率及び公営<br>企業における資金不足比率の報告について . . .                | 8      |

|           |                                               |     |
|-----------|-----------------------------------------------|-----|
| 報告第 1 0 号 | 令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比<br>率の報告について . . . . . | 9   |
| 報告第 1 1 号 | 令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比<br>率の報告について . . . . . | 1 0 |
| 報告第 1 2 号 | 令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比<br>率の報告について . . . . . | 1 1 |

## 議案第 7 1 号 財産の取得について

(契約課)

### 1 提出の理由

大型提示装置を取得することについて、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

### 2 概要

#### (1) 取得物件

大型提示装置

#### (2) 取得金額

6 4, 7 4 6, 0 0 0 円

#### (3) 取得相手方

西条市樋之口 4 5 4 番 3

四国通建株式会社西条営業所

所長 伊 藤 健 司

議案第 7 2 号 公有水面埋立地の用途の変更について

(港湾河川課)

1 提出の理由

愛媛県が埋立免許を取得した東予港港湾区域内における公有水面埋立地の用途を変更することについて、公有水面埋立法第 1 3 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により、東予港港湾管理者（愛媛県知事）から西条市長の意見を求められたので、同法第 1 3 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 4 項の規定により、異議ない旨の意見を述べることにについて、議会の議決を求めるものである。

2 概要

西条市ひうち字西ひうち地先の東予港港湾区域内における公有水面埋立地の用途について、今回愛媛県による「先端成長産業の誘致に向けて、廃棄物処理用地の地盤改良等を実施し、大規模産業用地を整備する」という方針に合わせる形で、埋立地の用途を非鉄金属製造業用地等へと変更する。

議案第 73 号 西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 総則（第 1 章関係）

事業の趣旨、環境及び職員の最低基準、事業者の一般原則、安全管理、人材育成、虐待の禁止、衛生管理、秘密保持、苦情対応等について定める。

(2) 事業の区分（第 2 章第 1 節関係）

一般型乳児等通園支援事業及び利用児童数が定員より少ない場合に、その余裕を活用して行う余裕活用型乳児等通園支援事業とすることを定める。

(3) 一般型乳児等通園支援事業（第 2 章第 2 節関係）

ア 設備に関する基準

(ア) 満 2 歳に満たない乳幼児に関するもの

乳児室は乳幼児 1 人につき 1.65 m<sup>2</sup>以上、ほふく室は 3.3 m<sup>2</sup>以上

(イ) 満 2 歳以上の幼児に関するもの

保育室又は遊戯室は、幼児 1 人につき 1.98 m<sup>2</sup>以上

イ 職員配置に関する基準

職員数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、1 事業所につき 2 人を下回らないこととすることを定める。

(4) 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 2 章第 3 節関係）

ア 設備及び職員に関する基準

事業を実施する保育所、認定こども園及び家庭的保育事業所の各施設に係る設備及び運営に関する基準によるものとすることを定める。

イ 支援の内容及び保護者との連絡

一般型乳児等通園支援事業の規定を準用することを定める。

3 施行期日

公布の日

議案第 7 4 号      西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙運動  
の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につい  
て  
(選挙管理委員会)

1 提出の理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 0 0 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を、それぞれ引き上げる。

| 区分            |                | 現行            | 改正後           |
|---------------|----------------|---------------|---------------|
| ビラの作成（1 枚当たり） |                | 7 円 7 3 銭     | 8 円 3 8 銭     |
| ポスターの作<br>成   | 印刷費（1 枚当<br>り） | 5 4 1 円 3 1 銭 | 5 8 6 円 8 8 銭 |

3 施行期日  
公布の日

議案第 75 号 西条市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正  
する条例について

(職員厚生課)

1 提出の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）等が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 部分休業の取得形態の多様化

職員の育児に係る部分休業について、既存の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内での取得と、新たに設ける 1 年につき 10 日に相当する時間を超えない範囲内での取得のうち、いずれかを選択することができることとする。

(2) 仕事と育児の両立支援制度等の利用に関する職員の意向確認等

職員が本人又はその配偶者の妊娠・出産に関する申出を行った場合に、任命権者が仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供及び当該制度等の利用に関する意向確認のための措置を講じることを定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日。ただし、(2)イの仕事と育児の両立支援制度等に係る措置の経過措置に関する規定は、公布の日

(2) 経過措置

ア 条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の取得時間に関する経過措置を定める。

イ 仕事と育児の両立支援制度等に係る措置に関する経過措置を定める。

議案第 76 号 西条市認定こども園条例の一部を改正する条例について

(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

令和 8 年度から西条市立小松西保育所及び西条市立小松幼稚園を統合し、西条市立小松こども園を開設することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 第 2 条の表に西条市立小松こども園に関する規定を追加する。

(2) 附則において、次に掲げる改正を行う。

ア 西条市保育所条例（平成 16 年西条市条例第 117 号）第 2 条の表において西条市立小松西保育所に関する規定を削除する。

イ 西条市立幼稚園設置条例（平成 16 年西条市条例第 82 号）第 1 条の表において西条市立小松幼稚園に関する規定を削除する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日。ただし、準備行為に関する規定は、公布の日

議案第 7 7 号 西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

西条市立周桑病院の一般病床の病床数を削減するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

一般病床の病床数を 1 8 5 床から 1 7 5 床に改める。

3 施行期日

公布の日

報告第 9 号 令和 6 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

(財政課)

1 提出の理由

令和 6 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、議会に報告するものである。

2 財政健全化判断比率

(単位：パーセント)

| 比 率       | 西条市比率 | 備 考                                     |
|-----------|-------|-----------------------------------------|
| ①実質赤字比率   | —     | ①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字であれば「—（傍線）」と表示される。 |
| ②連結実質赤字比率 | —     |                                         |
| ③実質公債費比率  | 8.0   | ③実質公債費比率と④将来負担比率は暫定値                    |
| ④将来負担比率   | 43.2  |                                         |

3 公営企業における資金不足比率

| 比 率              | 会 計 区 分      | 西条市比率           |
|------------------|--------------|-----------------|
| ⑤ 公営企業における資金不足比率 | 小松地域交流事業特別会計 | 公営企業における資金不足は無し |
|                  | 本谷温泉事業特別会計   |                 |

報告第10号 令和6年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(水道業務課)

1 提出の理由

令和6年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

| 比 率                | 会 計 区 分 | 西条市比率               |
|--------------------|---------|---------------------|
| 公営企業における<br>資金不足比率 | 水道事業会計  | 公営企業における<br>資金不足は無し |

報告第 1 1 号 令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

| 比 率                | 会 計 区 分 | 西条市比率               |
|--------------------|---------|---------------------|
| 公営企業における<br>資金不足比率 | 病院事業会計  | 公営企業における<br>資金不足は無し |

報告第 1 2 号 令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(下水道業務課)

1 提出の理由

令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

| 比 率                | 会 計 区 分   | 西条市比率               |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 公営企業における<br>資金不足比率 | 公共下水道事業会計 | 公営企業における<br>資金不足は無し |